

マンションへの「住宅の応急修理制度」の適用について

16/5/9 国総研 長谷川

1. 住宅の応急修理制度について

自らの資力では応急修理することができない場合等において、破損箇所に手を加えることによって何とか日常生活を営むことができるようにするための応急一時的な救済措置として、1世帯あたり576,000円を限度として応急修理の費用を支援。

2. 対象者

- ①当該災害により、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
(全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となり得る)
- ②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③応急仮設住宅を利用しないこと

3. 資力等の要件

- ・半壊の場合は、前年（1～6月の災害の場合は前前年）の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯に限られる。
⇒ マンション全体で半壊であっても、以下の世帯主年齢ごとの資力に該当する者だけが適用対象になることに注意。
- ・ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、以下の要件を問わない。

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が45歳未満	世帯年収が500万円以下	資力要件はなし	資力要件はなし
	世帯主が45歳以上	世帯年収が700万円以下		
	世帯主が60歳以上	世帯年収が800万円以下		
要配慮世帯	世帯年収が800万円以下			

4. マンションへの適用の留意点

(1) 対象者

- ・ 上記2、3の要件を満たす者で、被災当時に当該マンションに居住してい

た「世帯」が対象。このため、次のような者は対象とならない。

- ① 不在区分所有者
- ② 店舗・事務所として利用している者

(2) マンションへの適用

- ・基本的に、専有部分は世帯単位で申請する。
- ・共用部分については、複数世帯で修理をする場合は、対象となる複数世帯の共同で申請をすることができる。

個別の世帯が単独で申し込み修理する場合	廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、バルコニ外側の外壁・サッシ等、専用部分の上下水道管、パスタブ、風呂釜、台所（水栓・シンク等）、トイレ（便器）等
共用部分を複数世帯が修理する場合	共用廊下、エレベーター（稼働しているものがない場合に限り、原則として1棟につき1基）、階段（使用可能な階段が他にない場合に限り、原則として1か所のみ）、高架水槽、浄化槽、崖上の防水処理等
対象とならない部位等	沈下等により傾斜した基礎の補修、大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の檜修、戸境壁、梁などの構造部の補修、大規模な仮設（外部足場など）を要する壁の補修、内装等

- ・ただし、共用部分について応急修理の適用対象となる範囲（対象世帯）は機械的に決まるものでなく、当該共用部分の応急修理をしなければ、当該住戸に住むことができないが、応急修理をすることによって何とか日常生活を送ることができる範囲に限られる。

⇒ 別途、東日本大震災時における仙台市の適用の考え方を参照のこと。

- ・1世帯当たりの限度額（576,000円）は、専有部分及び共用部分（当該世帯の持分）の合計である。共用部分の応急修理を行う際は、この限度額の範囲内で、その必要性を示して対応することになる。

① 共用部分と専用部分の補修契約を同一とする場合

ア) 共用部分の箇所

イ) その応急修理が当該世帯にとって必要欠くことのできない必要最小限度のものである理由

② 共用部分と専用部分の補修契約が異なる場合

①に加えて、

ウ) 共用部分の補修費用を負担することになる世帯

エ) その負担金額

オ) 共用部分の応急修理の全体額

4. マンションへの運用のポイント

- ・複数世帯が共同で共用部分の応急修理をする場合は、既に個人単位で制度を利用した者は対象外となるので、複数人が共同で申請するよう管理組合として調整をすることが重要。
- ・対象とならない部位があるので注意。
- ・個別の世帯が単独で申し込み修理する場合とされている、「廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、バルコニ外側の外壁・サッシ等」は実際のマンション管理上は共用部分の扱いである。このため、これら部分の修理が必要となる場合は、共用部分の修理と併せて、管理組合が一体的に修理工事をできるように、申請前に速やかに合意形成をすることがポイント。
- ・なお、委任状により委任を受けた管理組合理事長が代表して共用部分の修理に関する手続きを行うことができる。

平成28年熊本地震における住宅の応急修理実施要領

(平成28年4月25日決定)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成28年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、県内全市町村である(平成28年4月15日適用)。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)

①当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

(2) 資力等の要件

前年(1～6月の災害の場合は前前年)の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯。ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、以下の要件を問わない。

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯 以外の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯年収≤500万円	なし	なし
	世帯主が 45歳以上	世帯年収≤700万円		
	世帯主が 60歳以上	世帯年収≤800万円		
要配慮世帯	世帯年収≤800万円			

(注) 要配慮世帯については、別紙1および様式第1号参照。

世帯年収については、別紙2参照。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙 3「応急修理にかかる工事例」のとおり）

①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は、576,000円以内とする。

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯あたりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

都道府県又は事務委任を受けた市町村（以下、「都道府県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き	修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけでなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。	
②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	② 都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに 修理依頼書 を交付する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③ 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 修理依頼書 を渡す。
④ ④' ④''	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。	
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。	
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。	
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤ 委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥ 応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦ 都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図1 通常の手続き

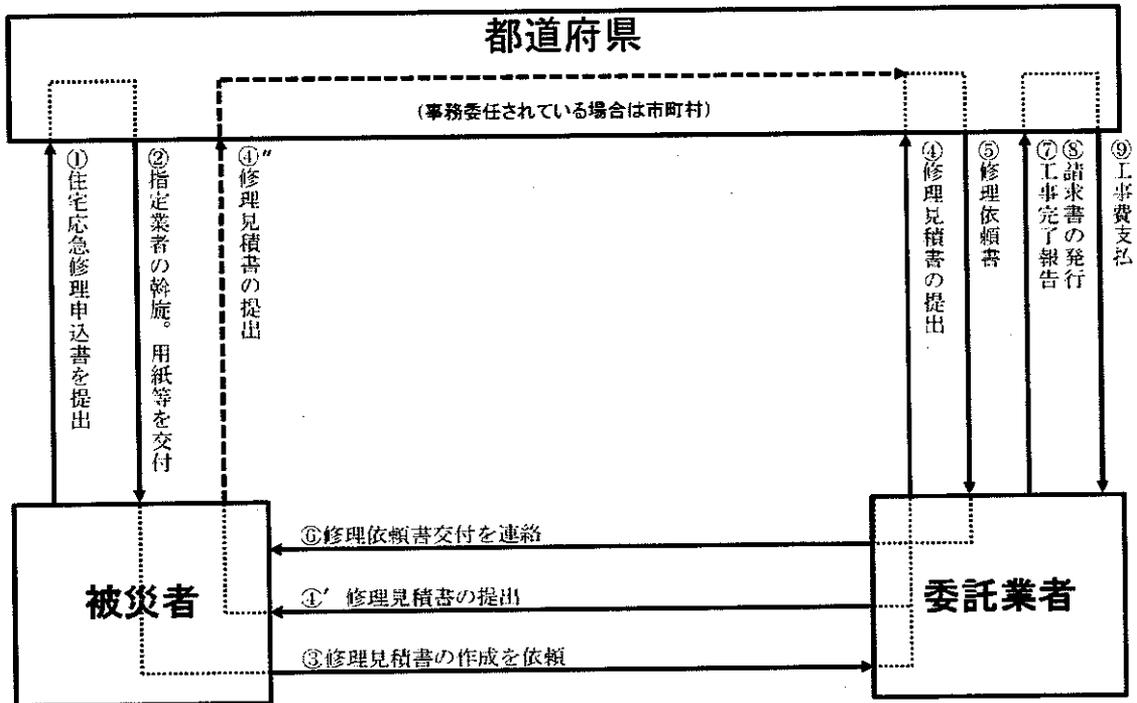
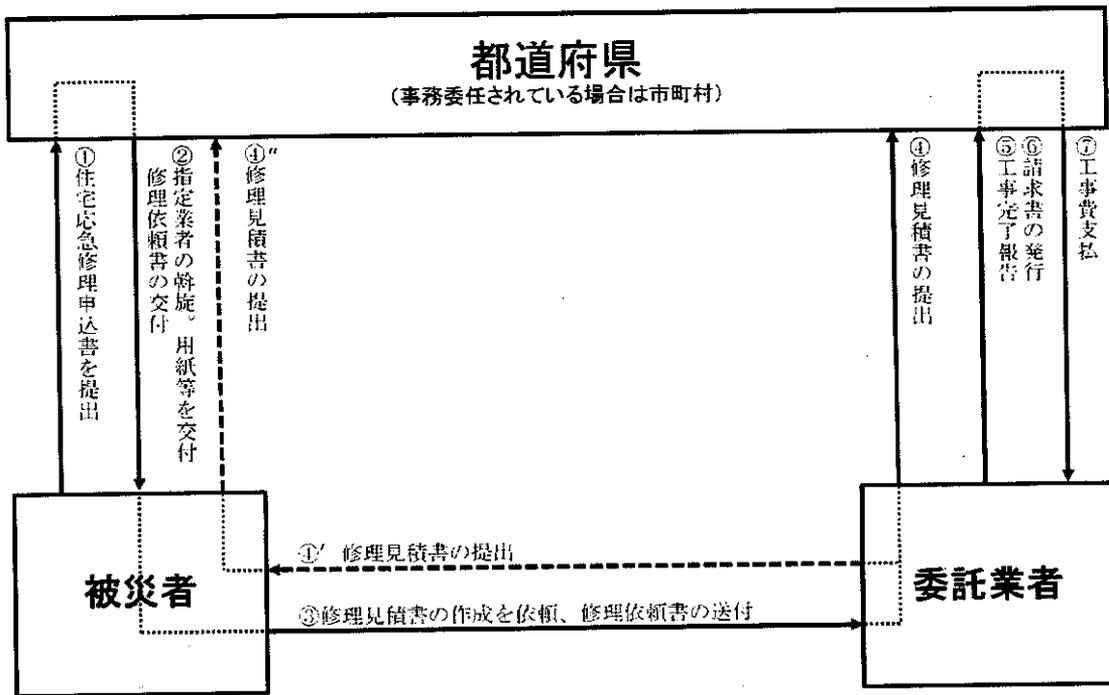


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



別紙 1

要配慮世帯

要配慮世帯とは、以下に掲げるものとする。

①	心神喪失・重度知的障がい者	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
②	1級の精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③	1級又は2級の身体障がい者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④	1級の障害基礎年金受給者	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級である者が属する世帯
⑤	1級の特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級である者、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥	特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付

		を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦	厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者が属する世帯
⑧	特級、1級又は2級の公害健康被害者	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百九十五号）第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当する者が属する世帯
⑨	常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩	①又は③に準ずる65歳以上の者	精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずる者が属する世帯
⑪	治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫	配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者が属する世帯
⑬	父母のいない児童	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭	生活保護の要保護者	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅の被災日の属する年の前年（1月～6月の災害の場合は前前年）の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 ○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 ○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 ×壊れていない便器の取り替え
 ×古くなった壁紙の貼り替え
 ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 (例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

様式第1号

受付日 平成 年 月 日
受付番号 第 号

住宅の応急修理申込書

〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（TEL）】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（歳）

【氏名】

印

1 被災日時 平成 年 月 日

2 災害名 平成28年熊本地震

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、半壊

（※市町村が発行するり災証明書又は被災者台帳等に基づき、被害の程度に○をつけてください。）

4 被害を受けた住宅の部位

（※該当箇所に○をつけてください。）

イ	屋根	リ	サッシ
ロ	柱	ヌ	上下水道の配管
ハ	床	ル	ガスの配管
ニ	外壁	オ	給排気設備の配管
ホ	基礎	ワ	電気・電話線・テレビ線の配線
ヘ	梁	カ	トイレ
ト	ドア	ヨ	浴室
チ	窓		

5 世帯の状況

(世帯に属する者： 人)

氏名	世帯主との続柄	要配慮者欄	前年総所得金額
	世帯主		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の収入額の合計			円

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のあるものについてのみ記入してください。

(注2) 要配慮者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要配慮者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障がい者
- ② 1級の精神障がい者
- ③ 1級又は2級の身体障がい者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前前年（平成26年）の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

【添付書類】

- 1 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類
 - 2 世帯の前々年（平成26年）の総所得金額が確認できる市町村が発行する証明書類
 - 3 住宅が半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する災害証明書
 - 4 要配慮世帯で申請する場合、要配慮世帯であることが確認できる証明書類
- ※上記1～4の書類については、被災者台帳等で確認できる場合は提出不要
 ※これらの書類は事後提出も可能です。

修 理 見 積 書 【記載例】

見積金額(応急修理分) 520,000 円 (他に被災者負担分 110,000 円)

工 事 名 称	対象 (※1)	数 量	単 価	金 額	備 考
1 仮設工事	○	一 式	●●● 円	31,500 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	
金物		一 式	●●● 円	31,500 円	庇、外壁補修用
施工費		● 人	●●● 円	31,500 円	
3 屋根工事					
養生	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	ブルーシート
板金工事	○	一 式	●●● 円	31,500 円	
雨樋	○	一 式	●●● 円	31,500 円	氷柱防止
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	● 枚	●●● 円	31,500 円	
雑工事	○	一 式	●●● 円	31,500 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	○	一 台	●●● 円	31,500 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	31,500 円	
下地補修	○	● m	●●● 円	31,500 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●● 円	31,500 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●● 円	31,500 円	
6 畳工事					
畳の取替え	×	● 人	●●● 円	31,500 円	老朽化による取り替え
合 計				630,000 円	
(うち消費税)				30,000 円	
応急修理分				520,000 円 (※2)	
被災者負担分				110,000 円 (※3)	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる

上記のとおり見積もり致します。(指定業者記入)

平成 年 月 日

登録番号

住 所

会社名

代表者名

印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

様式第3号

平成 年 月 日

修 理 依 頼 書

指定業者

様

〇〇市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となることもありますのでご了承願います。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

様式第4号

平成 年 月 日

工事完了報告書

〇〇市町村長 様

登録番号
指定業者名

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施行前、施行中、施工後）

住宅の応急修理制度における区分所有マンション共用部分へ適用について

住宅の応急修理制度における適用範囲の拡大（区分所有マンション共用部分への適用）については、国からの通知（本年 6 月 30 日付け）で方針が示されていたところですが、このたび対象となる修理部位等についての国の見解が示されましたので、制度の概要を含め下記のとおりお知らせいたします。

1 制度の対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ・ 災証明書（仙台市発行）で全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた世帯
 - * 一部損壊の判定の場合は対象となりません。
 - * 半壊の場合は、次の収入要件を満たす必要があります。

平成 21 年分の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当すること。

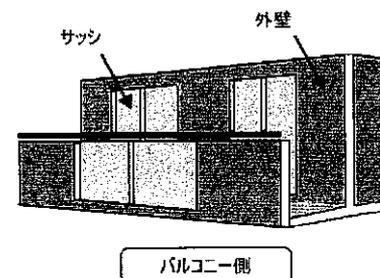
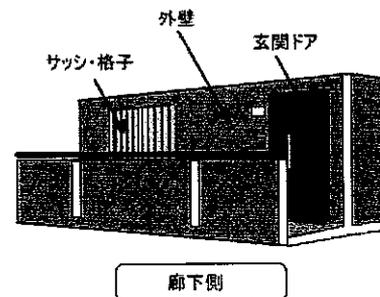
- ◇ 世帯全体の年収が 500 万円以下の場合
- ◇ 世帯全体の年収が 700 万円以下で、かつ、世帯主が 45 歳以上の世帯
- ◇ 世帯全体の年収が 800 万円以下で、かつ、世帯主が 60 歳以上の世帯

- ・ 応急修理の実施により避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。

2 対象となる修理部位

(1) 個別の世帯が単独で申し込み修理する場合

廊下側の外壁・玄関ドア・サッシ等、
バルコニー側の外壁・サッシ等、
専用部分の上下水道管、バスタブ、
風呂釜、台所(水栓、シンク等)、
トイレ(便器)等



(2) 共用部分を複数世帯で修理する場合

共用廊下、エレベーター、階段、高架水槽、浄化槽、屋上の防水処理等
ただし、エレベーターは稼動しているものがない場合に限り、原則として 1 棟につき 1 基を対象となります。また階段についても使用可能な階段が他にない場合に限り、原則として 1 箇所のみ対象となります。

* 上記の修理箇所であっても、賃貸マンションの共用部分は対象外です。

対象外となる部位等

沈下等により傾斜した基礎の補修、大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の補修、戸境壁、梁などの構造部の補修、大規模な仮設（外部足場など）を要する壁の補修、内装など。

3 共用部分を複数世帯で修理する場合の対象世帯

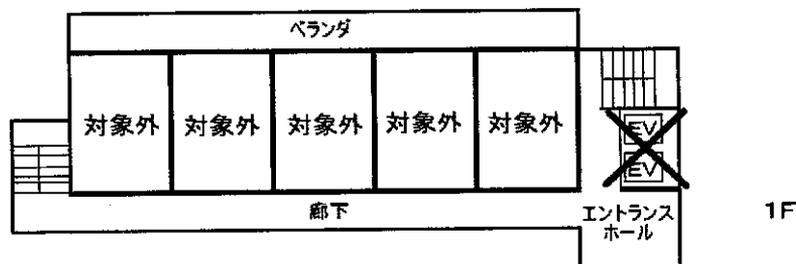
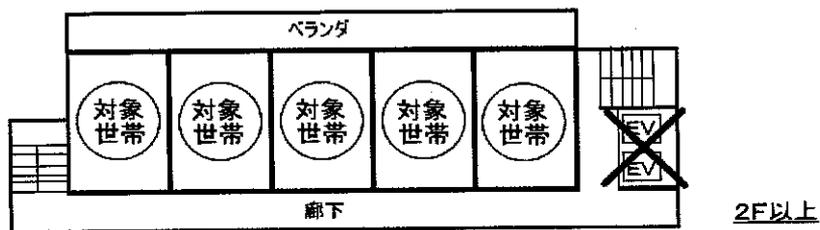
制度の要件を満たす世帯の全てが必ずしも修理の対象とはならず、以下のよう
な考え方により、修理箇所を日常的に使用する世帯に限定されます。

(1) 高架水槽、浄化槽、下水管（縦管）等

制度の適用要件を満たす全ての世帯が対象となります。

(2) エレベーター

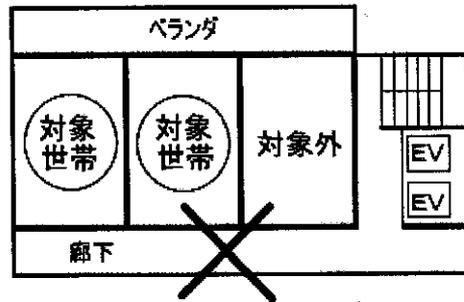
2 階以上に住む世帯（1 階に居住する世帯は対象外）が対象となります。



✕ 修理が必要な
エレベーター

(3)共用廊下

居室（専用部分）へのアクセスに支障が生じている世帯が対象となります。

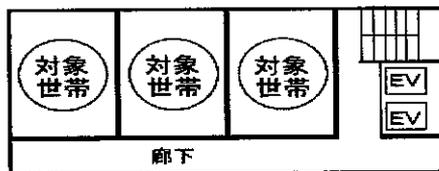


X 修理が必要な箇所
(共用廊下)

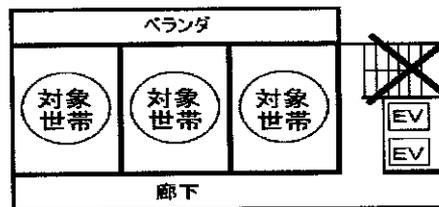
(4)階段

日常生活を営む上で支障が生じている世帯が対象となります。

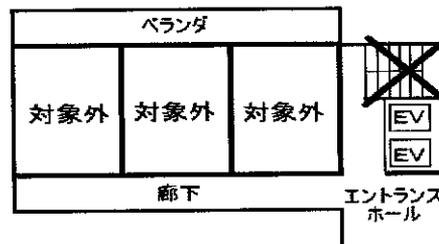
(例) 5階建てで1階から4階までの階段の修理が必要な場合



5F



2F~4F

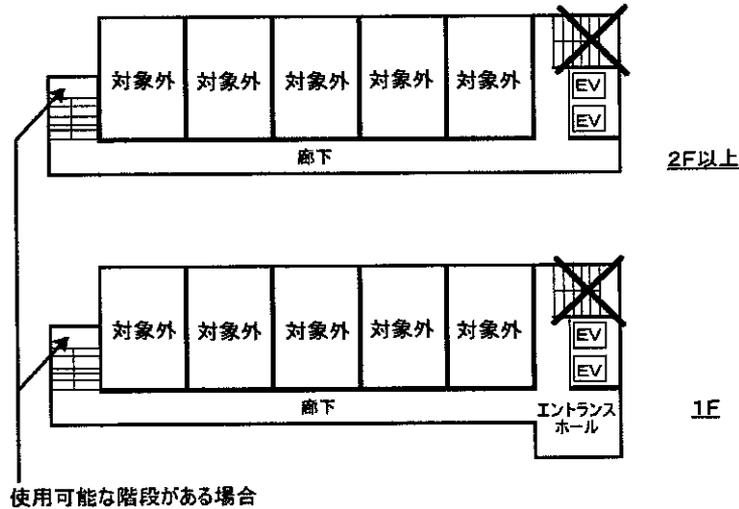


1F(1F部分が壊れている
いないに関わらず
1Fの住民は階段を利用
しないため対象外)

X 修理が必要な階段
(1F~4F)

上記のケースでは、2階から5階までに住む世帯が対象となります。

(例) 2方向避難の階段のうち、一方の階段の修理が必要な場合



上記のケースでは、アクセス可能な階段があるので対象外となります。

(5) 屋上の防水処理

現に雨漏り等が発生している場合、最上階に住む世帯のみ対象となります。

4 申込の際に必要な書類

- ①住宅の応急修理申込書（世帯ごと）
- ②り災証明書（申請者が世帯主等のもの）
 - *申請者が管理組合になっているものでは申し込みはできません。
 - *借家の場合は所有者の同意書（様式は任意）を提出いただきます。
- ③申込世帯全員の住民票
- ④申込世帯全員の平成 22 年度課税・非課税証明書
 - *半壊の場合に提出いただきます。全壊、大規模半壊の場合は不要です。
 - *制度上、平成 23 年度課税・非課税証明書で申し込みはできません。
- ⑤マンション世帯個別用修理見積書
 - *個別の世帯が単独で申し込み修理する場合に提出いただきます。
- ⑥部位ごとのマンション共用部修理見積書及び補修費用負担世帯内訳
 - *複数世帯で共用部を修理する場合に提出いただきます。
 - また、委任状により委任を受けた管理組合理事長が代表して共用部の修理に関する手続きを行うことができます。

⑦マンションに係る住宅の応急修理整理表

*上記⑥を提出する場合に提出いただきます（⑤のみの場合は不要）。

※なお、①,⑤,⑥,⑦の様式は仙台市ホームページからダウンロードできます。

※⑤～⑦につきましては、申込時に合わせて提出の必要はありません。後日、提出をお願いします。

5 その他

・1世帯あたりの修理費用の限度額は総額 52 万円（税込み）です。既に住宅の応急修理の申込みをしている個人の方につきましては、【52 万円－仙台市から修理業者への発注額】が共用部への負担上限額となりますのでご注意願います。

・制度の対象となる世帯は、東日本大震災の発生日（平成 23 年 3 月 11 日）に現在のマンションに実際住んでいた方になります。3 月 12 日以降に転居してきた方は対象にはなりません。また、事務所、店舗等は対象外です。

・半壊の場合は、平成 21 年の収入状況（平成 22 年度の課税・非課税証明書の収入金額等で確認）により、同じマンションでも対象世帯とそうでない世帯に分かれますのでご注意願います。

・マンション共用部修理見積書及び補修費用負担世帯内訳については、廊下、階段など修理部位ごとに作成してください。

・マンション共用部修理見積書の工事名称及び金額等には内訳も記入してください。

・部位ごとのマンション共用部修理見積書を提出する際は、部位ごとの修理見積書とマンション世帯個別修理見積書の合計金額が、【52 万円×修理申込者数】以内になっていることを確認願います。

・補修費用負担世帯内訳の負担金額は、原則として、対象となる修理申込者の数（既に個人で制度を利用した方等を除く）で按分した金額を個別の負担額としてください。

《詳細についての問い合わせ先》

仙台市財政局財産管理課（仙台市役所本庁舎 4 階）

電話番号（直通）： 214-1277・1278・1288・8122

※ 電話問い合わせは、平日のみとなります。